見直し (後)

#### 見直し (前)

#### (設置及び目的)

- 第1条 多摩ニュータウン環境組合(以下「組合」という。)の運営について<u>周辺地域住民と</u>協議するため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会(以下「地元協議会」という。)を設置する。
- 2 <u>地元</u>協議会は、ごみ処理施設等に<mark>関する</mark>意見交換、連絡調整等を通じて、周辺地域住民と組合が相互に理解を深めることにより、地域環境の保全、住民の安全・安心の確保及びごみ処理施設の円滑な<u>運営</u>を図ることを目的とする。

#### (協議事項等)

- 第2条 地元協議会は、前条第2項の目的を達成するため、次の事項について協議及び意見交換をする。
- (1)組合のごみ処理事業に関すること。
- (2) 周辺地域住民からの意見に関すること。
- (3) その他必要な事項

#### (設置及び目的)

第1条 多摩ニュータウン環境組合(以下「組合」という。)<u>は、組合</u>
<u>の</u>運営について<u>協議</u>するため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会
(以下「地元協議会」という。)を設置する。<u>協議会</u>は、ごみ処理施設等に対する意見交換、連絡調整を通じて、周辺地域住民と組合相互が理解を深め、地域環境の保全と住民の安全・安心を確保すること、及びごみ処理施設の円滑な運転を図ることを目的とする。

#### 【ご意見】

- ①『運営について協議する』⇒『運営について周辺地域住民と協議する』
- ②『協議会は』⇒『地元協議会は』
- ③『運転』⇒『運営』

#### (協議事項等)

- 第2条 地元協議会は、目的達成のため、次の事項を協議及び報告並び に意見交換をする。
- (1)組合のごみ処理事業に関すること。
- (2) ごみ処理施設の運営状況に関すること。
- (3) 周辺地域住民の意見に関すること。
- (4) その他必要な事項

#### 【ご意見】

- ①『・・報告並びに・・』⇒除いてもいいのでは。
- ② (2) は、(1) に含まれると解してもいいのでは。

タダーユーグランス発掘してた脚級五枚巨女柄 光色し (来) 見直し (後)

#### (地元協議会の構成)

- 第3条 地元協議会\_\_は、次に掲げる委員(以下「委員」という。)を もって構成する。
- (1) 別表に掲げる自治会等毎の推薦を受けた者
- (2) 多摩ニュータウン環境組合事務局長(以下「組合職員の委員」という。)
- 2 委員は、管理者が委嘱又は任命する。

#### (委員の任期)

第4条 \_\_委員の任期は委嘱又は任命の日から2年とし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

#### (会議への出席)

- 第5条 \_\_周辺地域住民の委員は、推薦を受けた自治会等を代表して 地元協議会の会議に出席し、当該会議の内容について当該自治会等に 伝達をする。
- 2 委員は、地元協議会の会議に出席できないときは、代理人(周辺地域住民の委員にあっては、推薦を受けた自治会等の構成員に限る。)を出席させることができる。

(<u>委員</u>の構成)

- 第3条 地元協議会の委員は、周辺地域住民及び組合の職員とする。
- 2 前号周辺地域住民の委員は、別表第1に定める自治会毎に推薦を受けた者2人以内の者とする。

見直し (前)

3 組合職員の委員は、別表第2のとおりとする。

#### 【ご意見】

- ①『(委員の構成)』⇒『(地元協議会の構成)』
- ②『推薦を受けた者2人以内』⇒『推薦を受けた者』
- ③『別表第2のとおりとする』⇒『別表第2の者とする』

#### (委員の任期)

- 第4条 <u>この</u>地元協議会の委員は任期は2年とする。ただし、再任は妨 げない。
- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

#### 【ご意見】

- ①『この地元協議会』⇒『地元協議会』
- ②各自治会等は、役員任期が1年であるため協議会の委員の任期2年は 難しい。(多数頂く。)

#### (会議への出席)

- 第5条 第3条に定める周辺地域住民の委員は、<u>自治会</u>を代表して地元 協議会の会議に出席し、会議内容について各自治会に伝達をする。
- 2 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。

多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱 見直し(案)

見直し (後)	見直し (前)
	【ご意見】
	①『自治会を代表して』⇒『自治会等を代表して』
	②『各自治会に伝達』⇒『各自治会等に伝達』
	③役割が重い。
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第6条 地元協議会に会長及び副会長を <mark>置く</mark> 。	第6条 地元協議会に会長及び副会長をおく。
2 会長は、周辺地域住民の委員の中から互選により定める。	<u>2</u> 会長は、周辺地域住民の委員とする。
3 副会長は、組合職員の委員をもって充てる。	3 副会長は、周辺地域住民の委員及び組合職員の委員とする。
	4 会長及び周辺地域住民の副会長は、別表第1に定める自治会等の中
	から互選する。
	【ご意見】
	①自治会の役員は1年の任期であるため、事業の継続性から選任は不適
	②難しいと思う。
(職務)	(職務)
第7条 会長は、地元協議会を代表し、会務を総括する。	第7条 会長は、地元協議会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理	2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。
する。	
	【ご意見】
	①自治会の役員は1年の任期であるため、協議会の会長(副会長)の職
	務は、難しい。

多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱 見直し(案)	
見直し (後)	見直し (前)
(会議)	(会議)
第8条 地元協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長を	第8条 地元協議会は、会長が必要に応じ招集し、議長は会長が務める。
務める。	2 地元協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開く
2 地元協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開く	ことができない。
ことができない。	3 会長は、必要に応じて地元協議会に <u>構成員</u> 以外の者の出席を求める
3 会長は、必要に応じて地元協議会 <mark>の会議に委員</mark> 以外の者の出席を	ことができる。
求めることができる。	4 地元協議会の会議は、組合の施設で行う。
4 地元協議会の会議は、組合の施設で行うものとする。	
	【ご意見】
	①周辺地域住民が会議を主催することは困難ではないか。
(庶務)	(庶務)
第9条 地元協議会の庶務は、組合事務局において行う。	第9条 地元協議会の庶務は、組合事務局において行う。
2 組合事務局は、協議会における協議事項等を記録し、それを保管す	2 組合事務局は、協議会における協議事項等を記録し、それを保管す
る。	<b>る。</b>
	(-,)
(その他)	(その他)
第10条 この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要	第10条 この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要
な事項は、会長が地元協議会に諮り定める。	な事項は、会長が会議に諮り決定する。
この要綱は、令和 年 月 日から施行する。 	

多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱 見直し(案)

見直し (後)	見直し (前)
別表 町田市上小山田町 <mark>内会</mark> 山中地区	別表第1 町田市上 <u>小山田町山中地区</u>
	【ご意見】 ①リーデンススクエアも対象にしてはどうか。
別表第2(削除)	別表第 2

## 多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱(素案)

#### (設置及び目的)

- 第1条 多摩ニュータウン環境組合(以下「組合」という。)の運営について<mark>周辺地域住民と</mark> 協議するため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会(以下「地元協議会」という。)を設置する。
- 2 地元協議会は、ごみ処理施設等に関する意見交換、連絡調整等を通じて、周辺地域住民と組合が相互に理解を深めることにより、地域環境の保全、住民の安全・安心の確保、及びごみ処理施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (協議事項等)

- 第2条 地元協議会は、前条第2項の目的を達成するため、次の事項について協議及び意見交換をする。
  - (1) 組合のごみ処理事業に関すること。
  - (2) 周辺地域住民からの意見に関すること。
  - (3) その他必要な事項

## (地元協議会の構成)

- 第3条 地元協議会は、次に掲げる委員(以下「委員」という。)をもって構成する。
  - (1) 別表に掲げる自治会等毎の推薦を受けた者。
  - (2) 多摩ニュータウン環境組合事務局長(以下「組合職員の委員」という。)
- 2 委員は、管理者が委嘱又は任命する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から<u>2</u>年とし、委員が欠けた場合における 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (会議への出席)

- 第5条 周辺地域住民の委員は、推薦を受けた自治会等を代表して地元協議会の会議に 出席し、当該会議の内容について当該自治会等に伝達をする。
- 2 委員は、地元協議会の会議に出席できないときは、代理人(周辺地域住民の委員にあっては、推薦を受けた自治会等の構成員に限る。)を出席させることができる。

## (会長及び副会長)

第6条 地元協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、周辺地域住民の委員の中から互選により定める。

3 副会長は、組合職員の委員もって充てる。

## (職務)

第7条 会長は、地元協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第8条 地元協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長を務める。

- 2 地元協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて地元協議会<mark>の会議</mark>に<mark>委員</mark>以外の者の出席を求めることが出来る。
- 4 地元協議会の会議は、組合の施設で行うものとする。

#### (庶務)

第9条 地元協議会の庶務は、組合事務局において行う。

2 組合事務局は、協議会における協議事項等を記録し、それを保管する。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要な事項は、会長が地元協議会に諮り定める。

## 附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

## 別表第1

多摩市落合自治連合会

多摩市唐木田自治会

多摩市中組自治会

多摩市唐木田李久保自治会

町田市上小山田町内会山中地区

多摩市ホームタウン鶴牧-6 団地管理組合

多摩市ハイライズタウン鶴牧-6 団地管理組合

多摩市ヒルサイドタウン鶴牧-6 団地管理組合

多摩市エステート中沢団地管理組合法人

# 令和2年度地域交流事業「秋のたまかん特別見学会」の実施報告について

## 1 内容

(1)開催日:令和 2 年 10 月 18 日(1)

## (2)事業の内容

①特別工場見学会:午前 9 時から午後 4 時まで、各回 20 分おきに開催

②煙突登り :午前9時から午後4時まで、各回1時間おきに開催

## (3)主な取組み

- ・エアシャワー体験
- ・自転車を用いた発電体験
- ・ごみ収集体験(収集車は多摩興運㈱から借用)
- ・手選別体験など

# (4)景品

・エコバッグ、賞状、クリアファイル、ペン立て、ポケットティッシュ、水切りネット

## 2.参加者数

(1)各回の参加者数は、以下のとおり。

	煙突登り(60分)		工場見学(60分)					
時間	分	人数	分	人数	分	人数	分	人数
9時	00分	3	00分	4	20分	2	40分	
10時	00分	4	00分	3	20分	4	40分	9
11時	00分	1	00分	5	20分		40分	2
12時	00分	9	00分	5	20分	4	40分	2
13時	00分	9	00分	2	20分	4	40分	1
14時	00分	2	00分	9	20分	3	40分	2
15時	00分	1	00分	2	20分		40分	1
16時	00分	2	00分					

## (2)延べ人数:95名

①特別工場見学会:64名 ]

※うち28名はいずれも参加。

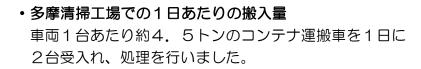
②煙突登り :31名

(3)合計人数:67名(八王子市18名、町田市4名、多摩市43名、住所未確認2名)

# 宮城県大崎市災害廃棄物の応援処理について

令和元年台風第19号により発生した宮城県大崎市の災害 廃棄物(稲わら等)を、東京都内にある清掃工場が分担して 応援処理を行いました。

- ・受入れ期間 令和2年2月から令和2年12月まで
- ・東京都全体の搬入予定量 約7,000トン ※名摩地域の清掃工場と23区内の清掃工場で分切し
- ※多摩地域の清掃工場と23区内の清掃工場で分担し、 互いに約3,500トンずつ受け持ちました。





《工場に搬入された災害廃棄物の様子》 車両の後ろ扉を開けたところです。災害廃 棄物の稲わらが積み込まれています。

## ・ 多摩清掃工場における応援処理実績について

**▷受入期間** 令和2年4月2日~10月21日

▷**受入量及び台数** 下表のとおり

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	合計
搬入量 (トン)	52.14	39.22	140.09	119.62	64.80	37.07	26.57	479.51
台 (台)	14	10	32	26	14	8	6	110

※受入れ期間については当初の計画では12月まででしたが、処理が順調に進み令和2年10月で終了となりました。